

一般社団法人みよし市カヌー協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みよし市カヌー協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県みよし市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、カヌーの普及を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 公益社団法人日本カヌー連盟及び愛知県カヌー協会が主催する各種競技会へ参加すること。
- (2) みよし市で活動するカヌー選手の育成及び競技力の向上並びにカヌー組織強化を図ること。
- (3) カヌー及びカヌー競技の宣伝、啓発を図ること。
- (4) カヌー競技会及びカヌー教室・講習会を開催すること。
- (5) その他、本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(公告)

第4条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、運営活動を主体的に担い、意思決定を行う個人
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込書により申し込むものとし、理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 正会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、理事会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を当法人に提出して、任意に退会することができる。ただし、正会員は、1か月以上前に当法人に予告するものとする。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、会員を除名することができる。

この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名決議を通知する。

- (1) この定款その他の規定に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他正当な事由があるとき。

2 前項により除名決議されたときは、当該会員に対し、その旨通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 1年間以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条から第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 前項の資格喪失に伴い、正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。

3 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費、賛助会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第12条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長及び常務理事を一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第13条 役員は、社員総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から理事会の決議によって選任する。

3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人の職務を執行する。

2 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し当法人の業務を執行する。

- 5 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 役員は、第12条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第17条 役員に対して、別に定める報酬等規程に基づき算定した額を支給することができる。

(取引の制限)

第18条 理事が次の各号に掲げる取引をする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第19条 当法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問)

第20条 当法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、任期を定めた上で理事会において選任する。

- 3 顧問は、会長からの求めに応じ、会長に意見を述べることができる。

- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第4章 社員総会

(種類)

第21条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 23 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款で定められた事項

(開催)

第 24 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 25 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 26 条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故等による支障があるときは、副会長が代行する。

(議決権)

第 27 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 28 条 社員総会は、社員の総数の過半数の出席がなければ開催できない。

(決議)

第 29 条 社員総会の決議は、出席した当該社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産処分
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(代理)

第 30 条 社員総会に出席できない社員は、当法人の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(議事録)

第 31 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 名以上が、これに署名又は記名押印する。

(社員総会規程)

第 32 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める社員総会規程による。

第 5 章 理事会

(構成)

第 33 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 34 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長及び常務理事並びに部会の委員の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

2 理事会は、次の各号に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 使用人の選任及び解任
- (4) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- (5) 第 19 条の責任の一部免除及び責任限定契約の締結

(開催)

第 35 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 監事から会長に招集の請求があったとき。
- (5) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第1項第2号又は第4号の規定により、理事又は監事から請求のあったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項をもって、開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを省くことができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数をもって行う。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した監事は、これに署名又は記名押印する。

(理事会規程)

第41条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会規程による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第42条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第43条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て会長が別に定める基金取扱規程によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第44条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規程に定める日までにその返還を請求することができない。

(基金の返還の手続)

第45条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第141条第2項に定める範囲内で行うものとする。

(代替基金の積立て)

第46条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第7章 資産及び会計

(基本財産)

第 47 条 当法人の財産は、基本財産及びその他の財産とする。

2 前項の基本財産は、社員総会において別に定めるところにより、当法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、処分するときは、あらかじめ理事会及び社員総会の承認を要する。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画書、収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 50 条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、承認を得なければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 役員の名簿

(3) 役員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 51 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 52 条 当法人は、法令に規定する事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第 53 条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の配分を行わない。

第 9 章 部会

(部会)

第 54 条 当法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

2 部会の委員は、理事会が選任する。

3 部会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 55 条 当法人の事務を処理するため、当法人に事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財産資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 57 条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(最初の事業年度)

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

2 当法人の設立時役員は、次のとおりとする。

設立時代表理事	松 波 廣 昭
設立時理事	松 波 廣 昭
設立時理事	横 井 章 人
設立時理事	鈴 木 一 生
設立時監事	倉 本 明 典

(設立時社員の氏名及び住所)

3 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

氏名	住所
松波 廣昭	
横井 章人	
鈴木 一生	

(法令の準拠)

4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、当法人設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年3月6日

設立時社員 松波 廣昭 ⑥

設立時社員 横井 章人 ⑥

設立時社員 鈴木 一生 ⑥